

告 示

埼玉県告示第千四百八十五号

測量計画機関である桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量・四級基準点測量）

三 作業地域

桶川市西部（上日出谷南特定土地区画整理地内）

四 作業期間

平成二十八年十一月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで